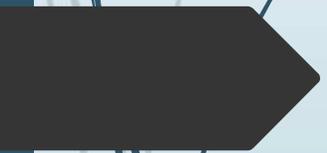
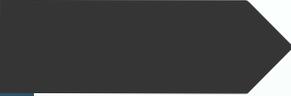


職業別業務説明会

心 理 職



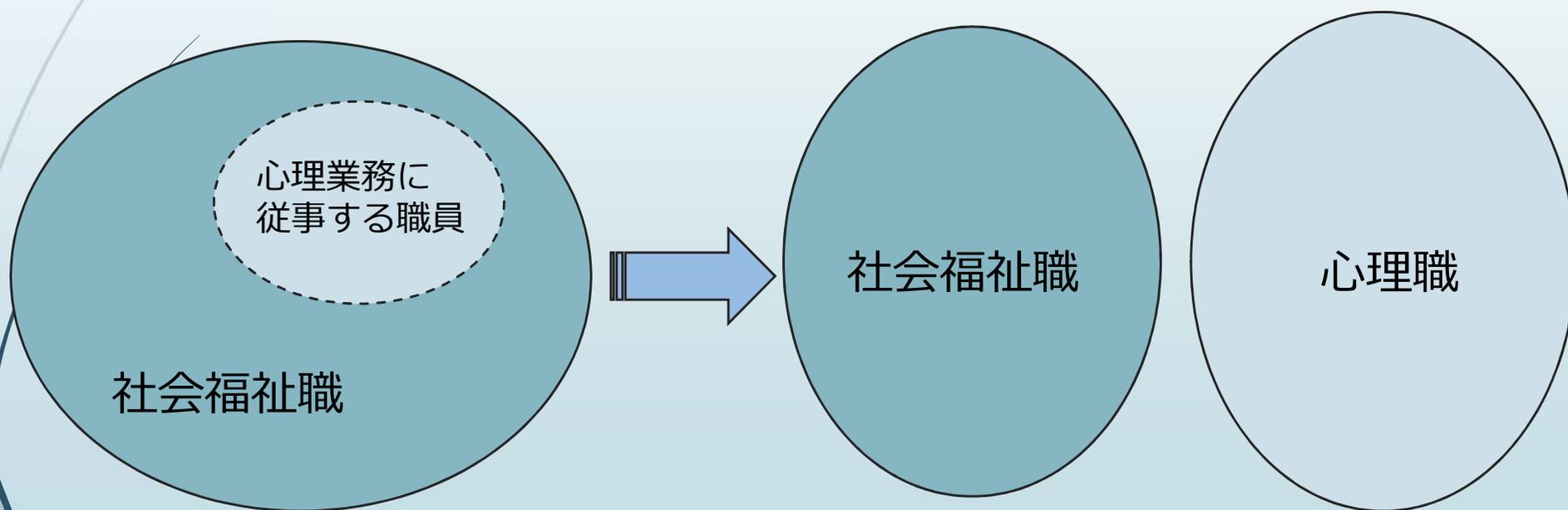


目次

1. 相模原市における心理職とは
 - * 社会福祉職における心理業務
 - * 心理職創設の経緯
2. 心理職の現状
 - － 各職場での心理業務の紹介
3. 相模原市心理職の特色
4. 質疑応答

1. 相模原市における心理職とは ～社会福祉職における心理業務～

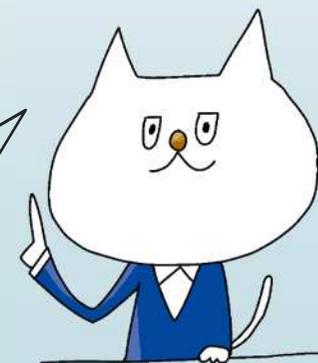
- 相模原市では、かつては、「心理職」としての採用枠はなく、【社会福祉職】としての採用の中で「心理業務」に従事する職員として、業務にあたってきた。
- 令和3年4月から、心理職としての配置が開始される。



相模原市における心理職とは ～心理職創設の経緯～

- ▶ 平成22年度より相模原市は**政令指定都市**としてスタート
- ▶ 児童相談所、発達障害支援センター等、心理の専門性が求められる業務が増える
- ▶ 先だって平成21年より、心理の専門職の経験者枠採用を開始（職種は社会福祉）
- ▶ 令和2年度 「心理職」として初めて新規採用試験を実施
- ▶ 令和3年4月 相模原市に【心理職】が新たに設置される

相模原市は心理業務にあたる人を「社会福祉職」として福祉分野の専門職として一括採用していましたが、市民の方々からの幅広いニーズや専門性が必要な課題に取り組むために、「心理職」が設置されました。



心理職配置の現状

- ▶ 障害者更生相談所 **1名**
- ▶ 高齢・障害者相談課 **1名**
- ▶ 子育て支援センター **10名**
(中央区5名・南区3名・緑区2名)
- ▶ 児童相談所 **26名**
(相談支援課21名・総務課3名・養護課2名)
- ▶ 療育相談室・発達障害支援センター **3名**

合計41名

※産休・育休含む

※参考 社会福祉職 約190名 市全体職員 約7800名 (R4年度)

相模原市の社会福祉職と心理職の違い

社会福祉職

児童相談所 生活支援課
発達障害支援センター
精神保健福祉センター
精神保健福祉課
青少年相談センター 更生相談所
高齢・障害者相談課・・・

障害

児童

精神保健

教育

福祉

心理職

児童相談所
子育て支援センター
発達障害支援センター
更生相談所

児童

障害

②相模原市の社会福祉職と心理職の違い

社会福祉職

社会資源の活用・つなぎ

制度・サービスの知識

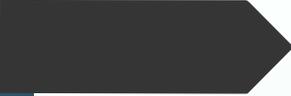
環境・ネットワークから個人にアプローチ

心理職

個人内の資源の活用・理解を深める

心理学の知識・技術

個人から人・環境にアプローチ



心理職員の現状

- 各業務の概要について
説明していきます . . .

心理職配置の現状

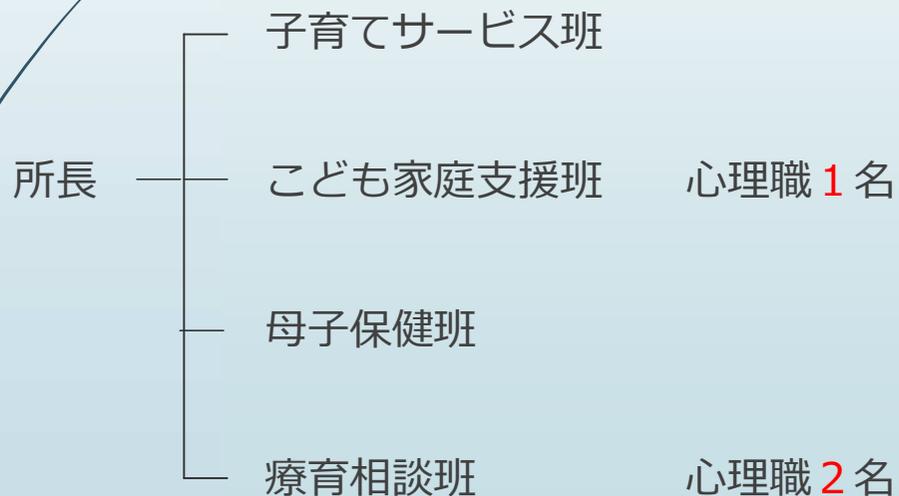
- ▶ 障害者更生相談所 **1名**
- ▶ 高齢・障害者相談課 **1名**
- ▶ 子育て支援センター **10名**
(中央区5名・南区3名・緑区2名)
- ▶ 児童相談所 **26名**
(相談支援課21名・総務課3名・養護課2名)
- ▶ 療育相談室・発達障害支援センター **3名**

合計41名

※産休・育休含む

子育て支援センター

母子健康手帳の交付（妊娠中の相談）、乳幼児健康診査、保育所等の相談、児童手当等の申請、健康・育児・栄養等に関する相談や教室。子どもの発達や障害の相談、ひとり親家庭・女性などの相談、児童虐待に関する相談・通告などの相談窓口を持つ子育て支援の充実を図るために設置された機関。



※この配置は南区の場合

子育て支援センター 療育相談班

発達に課題のある子どもや、障害のある子どもの子育てに関する相談に応じる相談窓口

- ・発達に関する相談（乳幼児～中学生まで）
- ・療育の体験
- ・リハビリテーション（乳児期から学齢期）
- ・地域との連携
- ・療育講座や各種説明会

【特徴】

- ⇒関わる対象は主に乳幼児～中学生
- ⇒発達検査+関わり方の助言
- ⇒グループ療育（短期間の期限付）へのスタッフとしての参加支援
- ⇒多職種での協働となり異なった視点に触れられる（CW、保育士、PT,OT,STなど）

8 : 3 0

登庁・打合せ

9 : 3 0

心理評価

1 1 : 0 0

結果のまとめ

1 2 : 0 0

休憩

1 3 : 0 0

面接準備

1 3 : 3 0

保護者面接

1 5 : 3 0

学齢期相談

1 7 : 1 5

退庁

療育相談室・発達障害支援センター

発達障害のある方とご家族への支援や発達障害の理解の促進のために設置された機関

- ・相談支援
- ・普及啓発
- ・支援者の人材育成
- ・ネットワークの構築・システム作り

特徴

⇒高校生以上の市民の方が対象

⇒発達障害に関する相談

⇒検査や面接などの直接的な支援

⇒普及・啓発活動

(研修やイベント等の企画・運営、講師派遣) などの
間接的な支援を行う

8 : 3 0	登庁 打合せ
1 0 : 0 0	面接
1 1 : 3 0	書類作成
1 2 : 1 5	休憩
1 3 : 0 0	研修事業打合せ
1 5 : 0 0	事業所訪問
1 6 : 0 0	書類作成
1 7 : 0 0	打合せ
1 9 : 0 0	退庁

障害者更生相談所

身体障害者及び知的障害者に関する専門的な相談、補装具の処方及び適合判定、療育手帳の判定、身体障害者・療育手帳の交付などに関する業務を担う機関

特徴

- ⇒ 18歳以上の市民の方が対象
- ⇒ 知的障害の判定（実施）
- ⇒ 療育手帳の発行事務
- ⇒ 心理職は職場に一人

8 : 3 0	登庁・判定準備
9 : 3 0	判定実施
1 1 : 3 0	書類作成
1 2 : 0 0	休憩
1 3 : 0 0	判定会議
1 6 : 0 0	手帳発行事務
1 7 : 1 5	退庁



児童相談所とは

子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として設置される行政機関である

⇒要するに

子どもに関する相談について

高い専門性をもって援助を行う機関

児童相談所 心理職の特徴

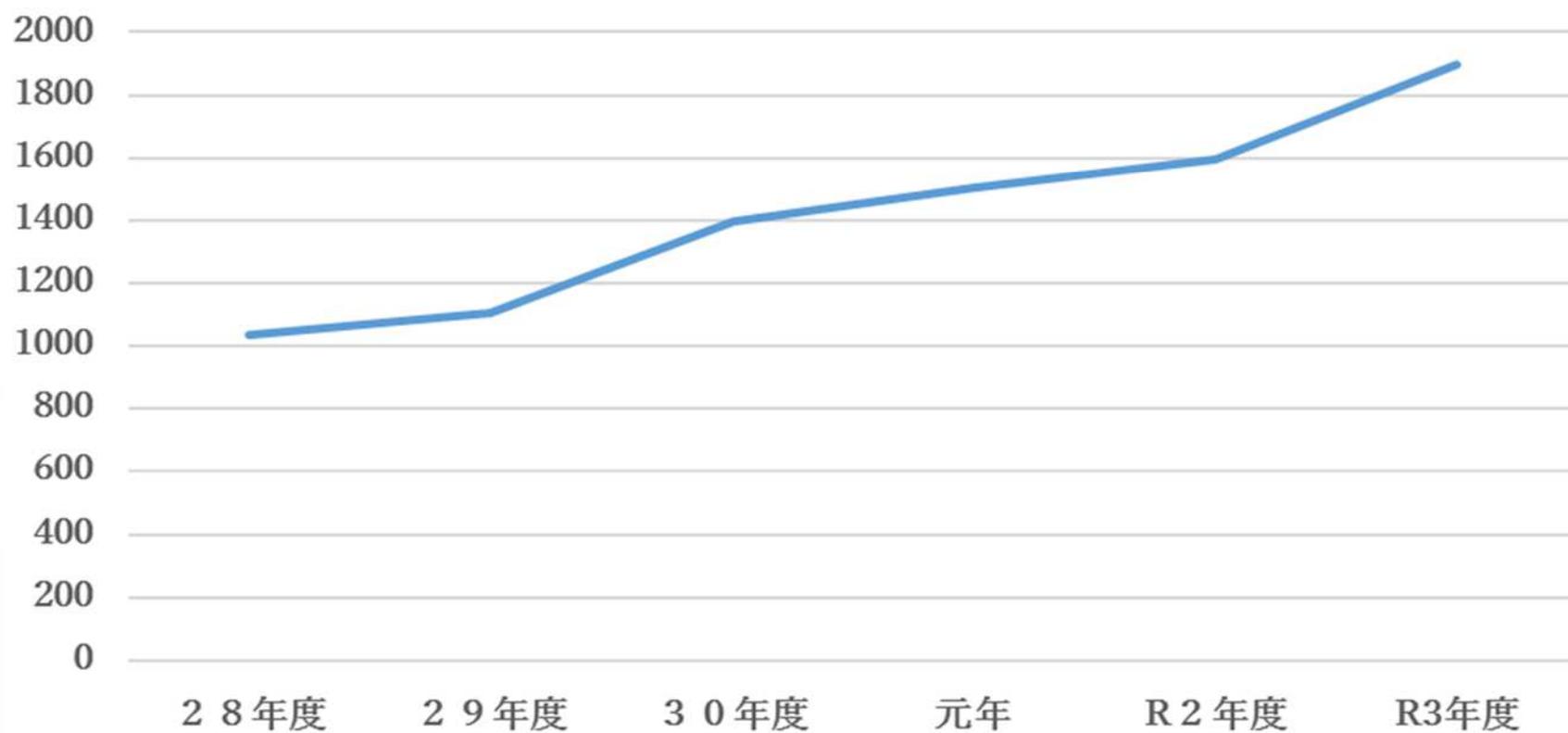
18歳未満の子どもに関する専門機関

養護、障害、非行、育成などのさまざまな相談に応じ、また、必要な援助を行う

特徴

- ⇒相談の種類が幅広い（虐待、障害、非行、不登校・・・）
- ⇒対象児の年齢も幅広い（乳幼児～18歳）
- ⇒継続的な支援・相談
- ⇒関わる機関が多い（養護施設、病院、警察・・・）
- ⇒心理職が多いため、同職種での相談相手も多い

相模原市児童相談所虐待相談通告件数の推移



児童相談所 組織体制



児童相談所における心理業務

相談支援課 (児童心理司)

担当児童に対し...

- ・心理面接
- ・行動観察
- ・心理検査

- ・心理 F B
- ・カンファレンス

養護課 (心理療法担当)

一時保護児童に対し...

- ・行動観察

- ・生活場面に関する
心理的アプローチ

- ・保護所職員へのコ
ンサルテーション

総務課 (親子支援担当)

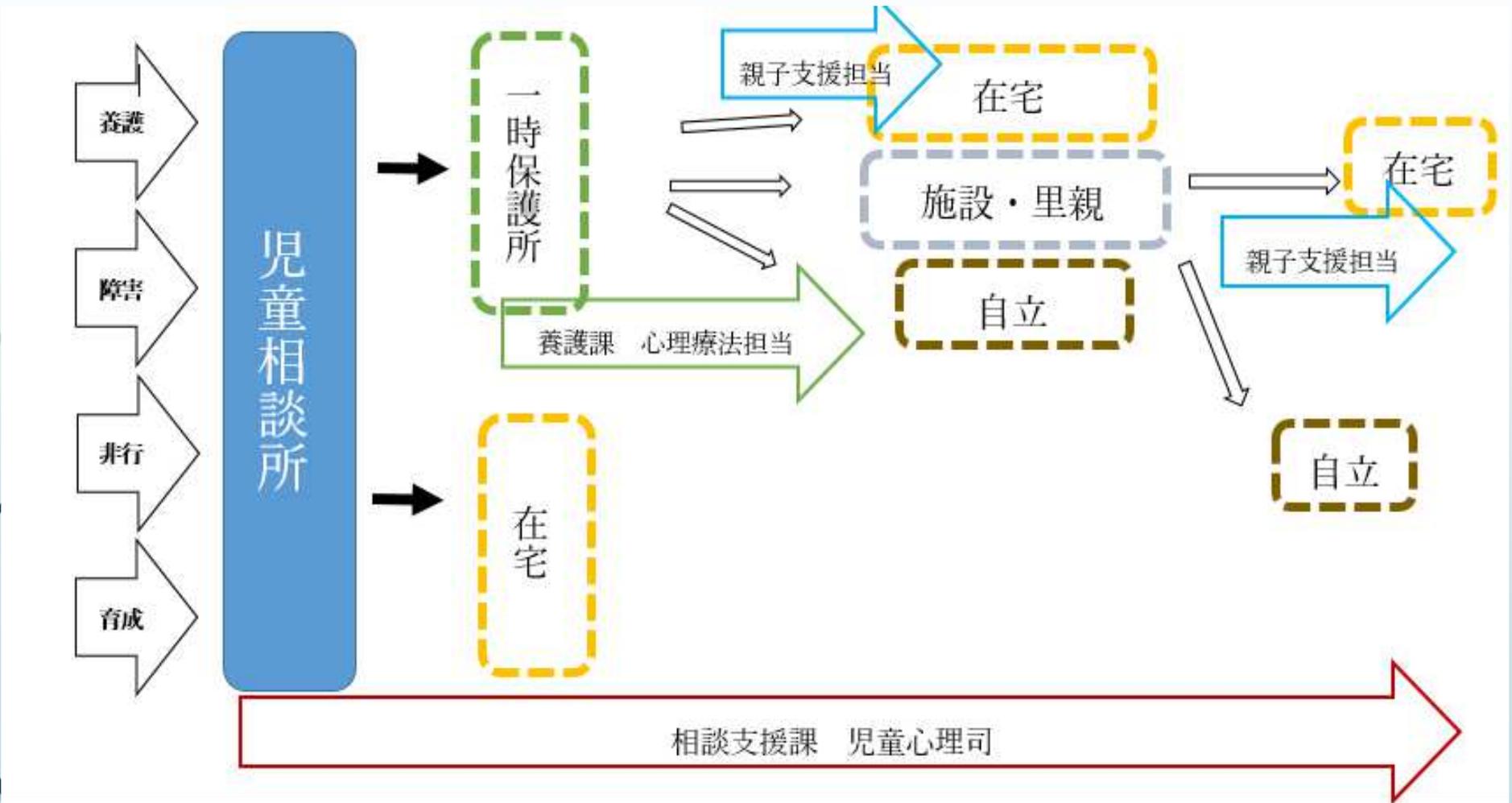
担当福祉司、心理司からケース
への関わりを依頼され...

- ・再統合・再構築の
プラン作成

- ・合同 M T ・親面接

- ・措置児童ヒアリング

児童相談所 支援の流れ



児童相談所 相談支援課 児童心理司

- ・ 児童相談所が支援開始し始め、児童福祉司とともに担当となる。
- ・ 基本的には児童相談所の係属終結もしくは、18歳を超えるまで担当であり続ける。

特徴

- 心理面接がベース（アセスメント・治療面接）

方法：言語面接、箱庭、描画、プレイセラピーなど

頻度...月1回、週1回

- 心理検査

様々な検査からテストバッテリーを組む

知能：田中ビネー、WISC、K-ABC

発達：新版K式、遠城寺式乳幼児発達検査

人格：P-Fスタディ、描画法、SCT、TSCC等

9：00	施設で面接 打合せ
12：00	休憩+移動
14：00	書類作成
15：00	打合せ
16：00	面接
17：00	面接
18：00	書類作成
19：00	退庁

児童相談所のチーム





児童相談所の心理職とは

それぞれの役割や視点で
心理学の知識や経験を用いて、
子どもの最善の福祉を図るために働く専門家。

常に模索し続けることが大切。

児童相談所 心理職 現場の声①

<意識していること>

- 対象者の客観的事実と心的事実の両面を意識し理解すること。
- わかったつもりにならず考える続けること。
- 多職種の中で専門用語を使わずに相手に的確に伝えること。
- 子ども代弁者になること。
- 子どもに誠実でいること。
- チームの一員であり、協働すること。
- 対象者が自身で気づきに辿り着くこと。
- セルフケア。

児童相談所 心理職 現場の声②

<やりがいを感じる時>

【班長やSV】

- ・日常的に担当者とケースについて話す機会を作り、子どもの理解を深めたり、支援内容を考えたりして、担当者自身が必要なことを整理したり、仕事に対し楽しみを感じてくれたとき。

【ケース担当者】

- ・面接を重ねる中で新しい気づきや成長があった時。
- ・チームでそれぞれの情報を共有し、家族全体の見立てが深まった時。
- ・家族や子どもも自身が新たなことに気づき、共有できた時。

児童相談所 心理職 現場の声③

<大変だと思うこと>

- ▶ チーム等の意見のすり合わせ。子どもの理想と現実のすり合わせ。
- ▶ 仮説を立てながら、常に更新していくこと。
- ▶ 話の内容が重たいものもあり、距離が取りにくい時、自分と自分の許容量と向き合う時。
- ▶ 見立ての精度をあげることで、専門的な知識を得るために研鑽を積む機会を確保すること。



3. 相模原市心理職の特色

(公務員心理職の特色)

- ▶ 安定している
⇒収入面の安定、人生設計
- ▶ 異動範囲が限られている
- ▶ 様々な職場を体験できる
- ▶ 一人ひとりの意見が反映されやすい
⇒まだできたばかり、新しいことにチャレンジしやすい

相模原市で心理業務に就く職員の声 . . .



やりがいを感じる点

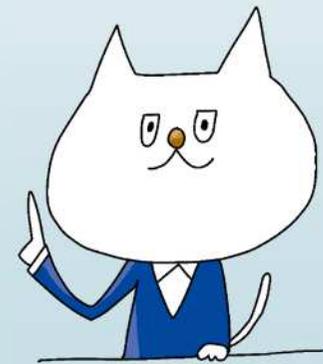
- * 対象児・者に対して、利害関係なく支援が行える！
- * 新しい事柄を自分たちで考えて実現しやすい。
- * 異動によって、さまざまな職務を経験することができる。
- * 心理業務だけではなく、市役所職員として行政業務を知ることができる。
- * 仕事と家庭の両立
(仕事量のコントロール)

大変だなあと思う点

- * 業務についての責任を感じる。
- * 心理職についての理解が組織全体に十分に浸透していない（かもしれない）。
- * 多職種との連携が大変。
- * 人材育成や研修等の体制を新しく構築していくことが必要である。
- * 事業運営のための事務分担も同時に担うことになるため、事務に追われがち



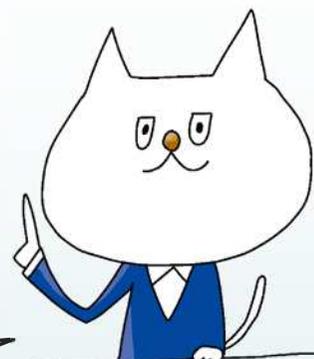
最後に、昨年度出た質問に
お答えしていきます・・・



4. 質疑応答（昨年度、今年度） 質問への回答



実務にあたり、学んでおくべき内容はありますか？



心理学、社会心理学的な基礎知識とともに、心理検査や面接技法についても基礎的な知識・理解があるといいかもしれません。実務にあたりながら学んでいける部分もたくさんあります。



どのような部署に配属される可能性がありますか？



療育相談班、児童相談所、発達障害支援センター、更生相談所などが考えられます。新設されたばかりなので、他の場所もあるかもしれません。

質問への回答



心理職採用されると、主に児童相談所に配属されるのでしょうか？



そうとは限りません。ただ、心理職の配属先としては、児童相談所が心理職の人数はいちばん多い状況です。



他県から就職されている方の割合はどのくらいですか？

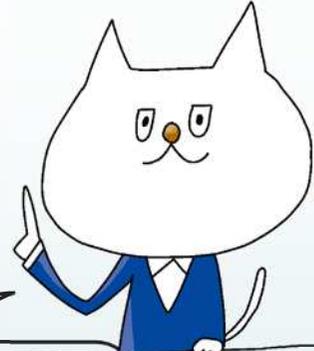


市外、県外からの方々も採用されています。むしろ、比率としては市外の方が多いかもしれません。

質問への回答



相模原市の心理職が、現在重きを置いている業務はなんですか？



これひとつ！という答えはなく、配属先によってそれぞれに求められているものがあると思います。どこに配属されても、心理職としての専門性を活かしながら、市民サービスや支援に取り組める姿勢を大切にして頂けたらと思います。



社会福祉職と心理職、どちらが児童や家庭に対して幅広い支援が可能ですか？

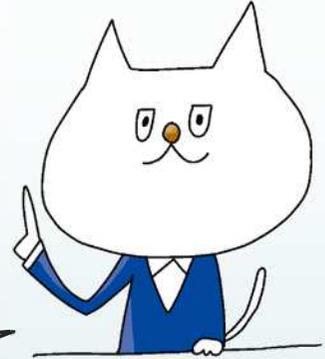


一概には言えないですが、具体的に関係機関との連携や調整などの動きが多いのは社会福祉職かもしれません。一方で心理職も、面接だけではなく、専門的な知識・技術に基づいた支援プランの作成や、啓発活動としての研修などの業務も行っています。

質問への回答



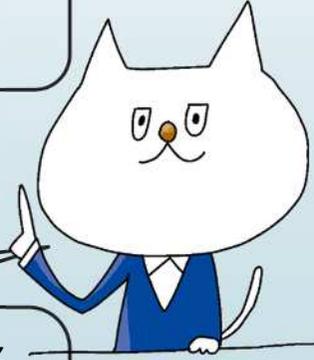
児童を長期間、支援することは可能でしょうか？



配属される部署や主訴内容により支援期間は異なるため、ケースバイケースとなります。児童相談所などは比較的長いスパンで支援しますが、異動があるため、関わる期間は限られます。



採用希望者に求めているスキルや資質はありますか？



相手を理解しようとする姿勢や、簡単に分かった気にならない姿勢、正答がない中で考え抜く姿勢、限りある時間内に判断する力・・・挙げればきりがありませんが、結局は、失敗を糧に成長しようとする姿勢でしょうか。

皆さんと一緒に働ける日を
楽しみにしています！

ご清聴ありがとうございました

